

徳島県における医師と獣医師の連携について

山根泰典[†]（徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課担当室長）



1 はじめに

近年「One Health」の理念とともに、動物由来感染症対策の推進等における医師と獣医師の連携の重要性が論じられている。

「One Health」については、人、動物等の健康維持にはそれぞれの健康が必須との考え方に立ち、

人、動物等の健康を担う者の連携を重要視しており、言い換えれば人の健康維持には、人の感染症の一部を占める動物由来感染症対策が重要であることとなる。

また、「One Health」を実践し、効果的に運用するためには、獣医師としての職責とともに、コーディネーターとしての獣医師の役割が獣医師に求められる。

このような状況のもと、本県では、約10年に渡り医師と獣医師の連携を図り「One Health」を実践するために動物由来感染症の対策強化を図っており、連携に至るまでの経緯や課題などその概要について報告する。

2 事業整備

平成15年に動物由来感染症などの対策強化を目的として「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」が改正となり、徳島県では、国の施策に対応すべく、平成16年6月に「徳島県動物由来感染症予防体制整備事業実施要綱」及び「徳島県動物由来感染症対策検討会設置要綱」を策定した。

これに併せた事業費については、国の「動物由来感染症予防体制整備事業」を活用し、予算計上を図り、事業費に充てることとした。

3 検討会の概要等

徳島県動物由来感染症対策検討会（以下「検討会」という。）については、前述の要綱に基づき、狂犬病発生に備えたマニュアル作成や机上訓練を行っている。さらに日本紅斑熱や重症熱性血小板減少群（SFTS）などのダニ媒介性疾患の浸潤状況等の調査を行うとともに、その結果に基づき、周知啓発に努めるなど、医師と獣医師

の連携のもと、約10年に渡っての継続した対策を行ってきた。

動物由来感染症対策の強化を図るため、医師と獣医師が連携し、検討会を設置できたことに関しては、医師会と獣医師会のご理解とともに、精力的に調整を行った当時の担当獣医師の貢献が大きい。

また、その背景には、本県公衆衛生獣医師会願の動物愛護管理センターが平成15年に設置され、設立時より同センターを動物由来感染症対策の拠点施設として位置づけ、対策強化を先駆的に打ち出したことがある。

4 検討会の組織

現在の検討会の組織に関しては、委員長には、徳島県医師会感染症対策委員長を学識経験者として招聘し、委員としては、徳島県医師会及び徳島県獣医師会からの推薦により各2名の医師及び獣医師（全て臨床医で内女性各1名）を任命している。

また、オブザーバーとしては、検討会元委員長（国立研究機関：獣医師）とともに、県内民間医学研究所（国内唯一のマダニ研究機関、馬原アカリ医学研究所）の所長にご協力をいただいているところである。

部会及び事務局行政側については、動物由来感染症を担当する安全衛生課（設立時生活衛生課）を事務局とし、健康増進課感染症・疾病対策室（設立時担当）、各保健所動物由来感染症担当、動物愛護管理センター、食肉衛生検査所などの公衆衛生部局とともに、家畜伝染病予防法を所管する畜産課、鳥獣保護と環境保護を担当する自然環境戦略課も構成員として参加をお願いしている。

5 組織設立の課題

同様の組織を設立するために課題となるのは、組織運営のための予算と人感染症を掌る感染症担当部局や医師会の理解であるということはいうまでもない。

また、組織運営とともに、事業活動のための予算獲得には、国の事業を活用し、県財政担当へ積極的なアプローチを行い、また、医師会と獣医師会の連携については、設立時の担当獣医師による地道な人脈づくりによ

[†] 連絡責任者：山根泰典（徳島県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課）

〒770-8570 徳島市万代町1-1 ☎088-621-2293 FAX 088-621-2848

E-mail: yamane_yasunori_1@pref.tokushima.lg.jp

表 動物由来感染症対策検討会の組織

委員	区分	職業
	学識経験者 (一社)徳島県医師会 (一社)徳島県獣医師会 (公社)徳島県獣医師会 (公社)徳島県獣医師会	
顧問	学識経験者 学識経験者	国 研究員 研究所所長
部会員	所属	所管業務
	各保健所 食肉衛生検査所 動物愛護管理センター 保健製薬環境センター 健康増進課 畜産課 自然環境戦略課	動物由来感染症対策等 と畜場法等に基づく検査 業務 動物由来感染症対策等 感染症検査業務等 感染症対策等 家畜伝染病対策等 野生鳥獣対策等
事務局	安全衛生課	動物由来感染症対策等

り、設立されたところである（表）。

6 検討会の活動実績

平成16年度の設立当初は、動物由来感染症のマニュアル作成などが審議、検討の中心となっていた。特に、狂犬病対応マニュアルの作成と机上訓練の実施等については、臨床医師及び臨床獣医師の立場からの貴重な意見をいただきながら平成18年度にはマニュアル策定、平成20年度には机上訓練の実施に至った。

さらには、動物由来感染症モニタリング事業の対象感染症について、人感染症としての重要度や地域性を考慮しながら選定するとともに、行政施策上必要な感染症を含めるなど検討会における十分な審議を経て、決定に至った。

その後、鳥インフルエンザや重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の国内での発生を契機にこれら重要懸案事項について検討会において対策を検討した。検討会では、これら感染症に対して、医師会や獣医師会、県庁内部局を横断して情報共有を図るとともに、各感染症に対する予防対策や発生時の取り組み等について協議を行った。

特にSFTSの国内発生の際には、厚生労働省及び国立感染症研究所の依頼を受け、SFTS調査事業を四国他3県の自治体との協調のもと、いち早く四国地区調査委託事業として立ち上げた。新興感染症としてのSFTSについては、風評被害も想定された中、その対策等について早期の協議がなされ、検討会が効果的に機能したところであった。

検討会のこれまでの検討事項や報告指示事項などを含



図 既存施設を活用した研修の様様

め、本県における主たる活動実績については、次のとおりである。

(1) 狂犬病予防対策事業

ア 徳島県狂犬病対応マニュアル

検討会での約3年間の検討及び協議の後に平成18年に「徳島県狂犬病対応マニュアル」を策定。

イ 狂犬病発生時の机上訓練

徳島県狂犬病対応マニュアルに基づく、机上訓練を医師会、獣医師会、警察及び行政関係部局参加のもとに、平成19年に開催。

平成23年には、狂犬病対応ガイドライン2013に基づき、2回目となる机上訓練を実施。

ウ 狂犬病診断技術研修（図）

国立感染症研究所に対して指導協力を求めながら平成20年度から狂犬病確定診断のための技術研修を実施し、狂犬病発生時に備えるとともに、定期的な実施による人材育成に努めている。

エ 狂犬病モニタリング事業

設立時より犬などの狂犬病抗体価の調査を行ってきたが、台湾におけるイタチアナグマでの狂犬病発生を受け、「野生動物における狂犬病モニタリング実施要領」を平成25年に制定し、アライグマやタヌキなど食肉目の野生動物の狂犬病モニタリング体制を整備。

(2) 厚生労働科学研究等への参加

ア 動物由来感染症に対するリスク管理手法に関する研究（狂犬病対応ガイドライン2013）（H23）

イ 我が国における動物の狂犬病モニタリング手法に係る緊急研究（H25）

ウ 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業（国立感染症研究所）の「日本の自然界におけるSFTSVの存在様式」に係る緊急研究（H25）

エ 平成25年度先導的創造科学技術開発費における「鳥インフルエンザ防疫システムの構築」「One Healthの実践による感染症制御の新戦略」へのオ

ブザー参加（H25）

（3）日本紅斑熱等のモニタリング調査事業

検討会からの意見などに基づき、設立時から疫学上重要な位置づけとなる各種動物由来感染症の抗体等保有調査を実施。

現在までに、調査した動物由来感染症は、日本紅斑熱、恙虫病、レプトスピラ、狂犬病、E型肝炎、SFTS等であり、対象動物については、犬、猫、鹿、猪、牛、豚など。愛玩動物は、動物愛護管理センター、畜産動物は、食肉衛生検査所、野生鳥獣については、野生鳥獣担当との連携のもと、血清等の検査材料を採材。

特に、E型肝炎については、本県部局間連携事業（鳥獣被害対策）として位置づけ、鹿肉等の有効利活用を促進するため、鹿肉等の衛生対策の強化を図っている。

また、国内でのSFTS発生を受け、動物由来感染症の調査体制が整備されている本県及び検討会の顧問が所長を務める民間医学研究所に対して厚生労働省からSFTSの調査依頼（前述「日本の自然界におけるSFTSVの存在様式」研究事業）があった。

これに対し本県は、当研究所との協議を始めるとともに、検討会における検討後の新興感染症に対する風評被害等を考慮し、国及び四国3県とも協議を図りながら、四国地区として調査事業の受託を決定した。

当調査事業の実施にあたっては、愛玩動物及び野生鳥獣の血清採取やマダニの捕獲など部局を横断した取り組みが必要である。本県では、検討会が受け皿として機能し、迅速な対応が可能であったが、同様な組織を持たない自治体では、連携に苦慮したところであった。

このため、四国4県による計2回の対策会議を行うとともに、課題解決に向け各県と調整を図りながらモニタリング体制の整備を行った。

また、当該事業では、マダニの捕獲や同定に専門的な知識が必要であり、検討会に関与する前述の県内民間医学研究所の協力が極めて重要な位置づけを占めた。

（4）鳥インフルエンザ対策の検討

鳥インフルエンザ対策については、家禽等から人への感染予防を目的として、高病原性鳥インフルエンザ発生時における現地対策本部での役割等について協議するとともに、実践に則した対策を検討。

当該感染症に関しては、動物由来感染症対策において極めて重要な感染症であり、その対策如何によっては、検討会の存在意義を問われるものであった。

鳥インフルエンザ発生時における新型インフルエンザの発生防止等人対策は、県対策本部とともに、各保健所が管理する現地対策本部が実施することとなっている。

これら現地対策本部の初期マニュアル策定時には、動

物由来感染症を担当する獣医師の役割設定が不十分であったことから、健康危機管理に係る協議組織への参加など獣医師の積極的な関与について改善を図っていった。

さらには、危機管理対策の県の中核をなす危機管理政策課に平成23年度から3年間獣医師を配置するなど動物由来感染症に対して効果的な対策が講じられるよう体制整備を行っていった。

7 連携の本格化

獣医師会においては、平成16年度の検討会への参加に併せ同年10月には、「人と動物の共通感染症対策委員会」を新設し、徳島県及び医師会との連携について積極的に取り組みを行っている。

一方、医師会では、検討会への参加に関して、医師会感染症対策各委員の理解とともに、当該委員長（検討会現委員長の併任）の支援が大きく、その後の連携につながっている。

また、検討会での連携が呼び水となり、平成22年及び平成23年度に計2回の合同研修事業を開催している。

さらには、昨年度の日本医師会と獣医師会の学術協力の推進に関する協定書の締結に倣い、本県医師会と獣医師会においても協定書締結に向け作業準備中であり、一層の連携強化が期待される。

8 おわりに

動物由来感染症対策については、地道な活動とともに、部局間の調整を有する事業であり、全国的にも活発に事業展開している自治体が少ない。しかしながら、新型インフルエンザなど感染症予防対策においては、獣医師に求められる役割は重要な位置づけを占め、実際に、国内でのSFTSの発生時には、本県の検討会が有効に機能した。

SFTSなどの新興感染症を含め多くの感染症では、感染疫学的な解析など迅速な対応により被害を最小限にとどめることが重要である。このためにも、日頃から獣医療関係者と医療関係者が連携を密にし、万全の対策が講じられるよう体制整備を図る必要がある。本県では、幸いにも諸先輩方の努力により組織が整備され、医師と獣医師の連携のもと、動物由来感染症対策に関する積極的な取り組みを行い、約10年が経過したところである。

これら取り組みにより一定の成果をみたが、今後とも医師と獣医師の連携を活かした組織の維持とともに、さらなる事業展開が図られるよう努力を行っていききたい。

最後に徳島県動物由来感染症対策検討会の設立等にご尽力をいただいた馬原アカリ医学研究所の馬原博士、藤田所長を始めとした関係各位に対して深謝する。